

(2026年3月25日改定)

コーポレートガバナンス基本方針

第1章 総論

1. 目的

アシックスグループは、「ASICS SPIRIT」と「アシックスCSR方針」に基づき、グローバルレベルでの持続的な企業価値の向上を実現するため、「コーポレートガバナンス基本方針」(以下「本方針」という。)を定める。

2. コーポレートガバナンスの基本的な考え方

創業の精神「ASICS SPIRIT」に基づき、株主、お客様、社会、従業員等のステークホルダーとの強い信頼関係を構築することで、アシックスグループを持続的に成長させ、企業価値の長期継続的な向上を目指している。また、アシックスの創業哲学を具現化した「Sound Mind, Sound Body」というグループ共通の価値観の下、お客様に喜んで頂ける魅力的でかつ地球環境にやさしいサステナブルな商品・サービスを提供し続けていくことで、持続可能な社会に貢献することを目指している。

そのために、健全で透明性の高い経営を実現するためのコーポレートガバナンスを構築し、経営の監督及び監査機能・内部統制の充実、コンプライアンスの徹底、経営活動の透明性の向上等に引き続き努めていく。

第2章 株主等のステークホルダーとの関係

1. 基本方針

アシックスは、社会とともに持続的に発展するため、株主を含むステークホルダーの声に耳を傾け、対話し、それぞれの利害とアシックスへの期待を理解し尊重することを通して、互いの信頼関係と両者に有益なパートナーシップを構築する。(5※)

※各方針に記載の数字は、コーポレートガバナンスコードの番号を意味します。

2. 株主との関係

(1) 株主総会の位置づけ

株主総会は、アシックスにおける最高意思決定機関であり、株主の意思が適切に反映されなければならない場である。(1-2)

(2) 株主の権利の確保

アシックスは、例えば、以下の施策を実施することにより、外国人株主および少数株主を含むすべての株主の権利を実質的に確保し、かつ、株主の実質的な平等性を確保する。

- ・少数株主権等、株主の権利行使の手続を株式取扱規程に規定
- ・より多くの株主が出席できるように配慮して株主総会の開催日を設定
- ・招集通知について、早期発送に努め、また、アシックスウェブサイトへの掲示等の電子的手段により発送前に開示
- ・インターネットによる議決権行使制度、議決権電子行使プラットフォームの導入実施による、利便性の高い議決権行使環境を確保
- ・外国人株主の円滑な権利行使のため、合理的な範囲で英文の情報を開示(1、1-2②、1-2③)

(3) 株主との対話

アシックスでは、情報開示規程を定め、株主・投資家への迅速、正確かつ公平な情報開示を行い、以って、建設的な対話に資するよう努める。

株主・投資家との対話や情報開示に際しては、IR・SR 担当部署が CEO、COO、CAO および社内関係部署と密に連携し、十分な情報を提供する。IRにおいては CEO、COO、経理部長、財務部長他、SRにおいては CEO、CAO、総務部長他で面談を実施する。(5-1、5-1①)

(4) 資本政策の基本的な方針

アシックスは、株主に対する利益還元を経営上の最重要課題のひとつとして認識している。この中で「中期経営計画 2026」において設定した、中期経営計画期間内における連結総還元性向50%を達成すべく、累進配当の継続を前提に利益配分を検討する。また、「中期経営計画 2026」におけるキャピタルアロケーション方針に基づき株主還元と成長投資をバランスよく実施する。(1-3)

(5) 政策保有株式に関する基本的な方針

① 保有に関する方針

アシックスは、資本市場においてもフロントランナーになることを目指し、資本効率性の観点から非上場株式以外の株式は全て売却し、また今後は政策保有株式を保有しない方針とする。

② 議決権行使の方針

アシックスグループは今後政策保有株式を保有しない。(1-4)

(6) 会社支配に関する基本方針

アシックスは、買収防衛策を導入しておらず、企業価値を損なうような敵対的買収から、株主の利益やアシックスの企業価値を守る目的で、会社支配に関する基本方針を定める。(1-5)

(7) 関連当事者間取引

アシックスは、アシックス役員との間で会社法に定める利益相反取引を行う場合は、取締役会において承認を得るとともに、その取引の結果について、取締役会に報告する。

また、アシックスは、アシックス役員の近親者や主要株主等との間で取引を行う場合は、取引の規模および重要性に応じて、事前にと取締役会に報告を行う。

さらに、利益相反取引を含め、利益相反行為全般の防止について定めた利益相反管理規程を制定し、役員および従業員による利益相反行為の防止体制強化に努める。(1-7)

3. ステークホルダーとの協働

(1) アシックスCSR方針

スポーツに関わる製品やサービスを通して、世界の人々の健康と幸せ、そして持続可能な社会と環境を実現するために「アシックスCSR方針」を定める。

アシックスグループは、「アシックスCSR方針」を役員および従業員一人ひとりの行動に具体化した「アシックスグローバル行動規範」およびグローバルポリシーを制定し、すべての人々から受け入れられ尊敬される企業行動のための基本とする。

「アシックスCSR方針」、「アシックスグローバル行動規範」およびグローバルポリシーの徹底を図るため、グローバルコンプライアンス規程に基づき、コンプライアンス委員会を設置し、同部署がアシックスグループのコンプライアンスへの取組みを総合的、横断的に統括するとともに、役員および従業員が適正な業務運営にあたるよう補佐し、研修等を通して教育、指導等を行う。(2-2)

(2) ステークホルダーとの関係

アシックスグループは、より「サステナブル(持続可能)な企業」となるため、お客様、従業員、サプライヤーを始めとする様々なステークホルダーの利害を尊重し、ともによりよい活動を目指す。

(3) ダイバーシティ

アシックスは、多様性を尊重し高め合う事で真に人々のよりよいライフスタイルを実現する事を目指して、グローバル全体でダイバーシティ、エクイティ&インクルージョンを推進する。(2-4)

(4) 内部通報制度

アシックスグループは、「グローバル内部通報方針」に基づき、アシックスグループを対象としたグローバル内部通報システムを設置する。

グローバル内部通報システムは、アシックスの役員および従業員のみならずビジネスパートナーも通報できるものとし、これらの者が「アシックスCSR方針」、「アシックスグローバル行動規範」およびグローバルポリシーを逸脱する行為を知った場合、その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合、経営陣から独立した通報窓口において、相談を受け付け、コンプライアンス委員会が事態の迅速な把握および是正を行う。コンプライアンス委員会は、状況を適宜、監査

等委員会または選定監査等委員に報告する。なお、通報者に対しては不利益な取扱を行わない。
(2-5)

第3章 適切な情報開示と透明性の確保

アシックスは、「ASICS SPIRIT」、「アシックスCSR方針」および「アシックスグローバル行動規範」に基づき、情報開示基本方針および情報開示規程を制定し、法定開示事項にとどまらず、各ステークホルダーにとって有用と思われる情報を、適時・適切に開示する。(3)

第4章 取締役会等の責務

1. 機関設計

アシックスは、会社法上の機関設計として監査等委員会設置会社を選択し、経営の監督と執行の分離を明確化して意思決定を迅速化するとともに、取締役の過半数を社外取締役とすることで、経営の緊張感を高め、取締役会の監督機能を強化する。これにより、実効的なコーポレートガバナンスを通じて中長期的な企業価値を向上させる。

さらに、取締役および執行役員の指名ならびに報酬というコーポレートガバナンスの重要事項の決定の公正性および透明性を確保するため、取締役会の諮問機関として指名・報酬委員会を設置する。(4-4、4-8、1-1②)

2. 取締役会・取締役

(1) 取締役会の役割・責務

アシックスの取締役会は、株主に対する受託者責任・説明責任を踏まえ、アシックスの持続的な成長と、中長期的な企業価値の向上を図るため、重要な業務執行を行うとともに、独立社外取締役を中心とした業務執行の監督を行う。(4)

(2) 構成・資質・選任プロセス

アシックスの監査等委員を含む取締役の員数は14名以内とし、その中に過半数の独立社外取締役を置くものとする。(4-8)

取締役会がその役割・責務を果たすため、各取締役は、アシックスの経営理念を実現し事業戦略を遂行するのに適した人物であるべきであり、アシックスの事業を理解し、豊富な経験と知識を有することを要する。また、取締役候補者選定にあたっては、ジェンダー、国籍、人種、民族、年齢等は問わない。(4-11)

独立社外取締役の資質および独立性等について、適正なコーポレートガバナンスの確保のため

め、「独立社外取締役に関する基準」を独自に定め、その候補者を選任する。(4-11①)

取締役の候補者の決定について、指名・報酬委員会の意見を尊重することにより、その公正性および透明性を確保する。(3-1)

取締役は以下(3)に規定する任期ごとに定時株主総会にて選出され、再任を妨げないものとする。

(3) 任期

各取締役の経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制とするため、取締役(監査等委員を除く。)の任期は、定款の定めるところにより、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。監査等委員である取締役の任期は、会社法に定めるところにより、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。(1-1②)

(4) 報酬

取締役の報酬について、会社の持続的な成長と企業価値の向上に対するインセンティブとなるような報酬体系とする。

取締役の報酬の決定について、指名・報酬委員会の意見を尊重することにより、その公正性および透明性を確保する。(4-2)

(5) 取締役会の実効性確保

アシックスでは、各取締役がその役割・責務を適切に果たせるよう、以下の施策を実施する。

- ・年間の取締役会スケジュールについて早期に決定し、取締役に通知。
- ・取締役会資料を事前に配布。
- ・重要事項に関しては、社外取締役に事前に内容を説明。
- ・取締役のコメント内容につき、執行側にて対応策等を検討協議し、次回開催の取締役会にて「取締役会レビューの件」と表したフィードバック。(4-11②)

(6) 取締役会及び指名・報酬委員会の実効性評価

アシックスは、取締役会及び指名・報酬委員会の更なる実効性の確保及び機能の向上を目的として、毎年一定の時期に、各取締役へのアンケート(自己評価)等を実施し、取締役会の実効性について分析・評価し、その結果の概要を開示する。本対応のため、必要に応じて第三者評価機関の起用、取締役に対する個別インタビュー実施等を行う。(4-11③)

(7) サクセッションプランニング

取締役会は、会社が持続的成長を続けるため、企業を取り巻く環境の劇的な変化に対応しつつ、会社の経営理念や経営戦略を実現できる後継者の育成計画を指名・報酬委員会の意見を尊重し策定する。(4-1③)

3. 指名・報酬委員会

アシックスは、取締役および執行役員の指名ならびに報酬の決定について、公正性および透明

性を確保するため、指名・報酬委員会を設置する。指名・報酬委員会の委員は、その過半数を独立社外取締役で構成し、議長は、独立社外取締役の中から選定する。

取締役会は、取締役および執行役員の指名ならびに報酬について、指名・報酬委員会の意見を尊重して決議する。(4-10)

4. 監査等委員会・監査等委員

(1) 役割

アシックスの監査等委員会は、株主に対する受託者責任を踏まえ、独立した客観的な立場から以下の役割を担う。

- ① 取締役および執行役員の職務の執行の監査・監督。
- ② 監査等委員以外の取締役の選解任または報酬等に対する意見の決定。
- ③ 会計監査人の選解任および非再任に関する議案の内容の決定。
- ④ 監査報酬に係る権限の行使。

(2) 資質

監査等委員は、業務執行の適切な監査を行うために十分な経験と専門知識を有していなければならない。財務、会計および法務に関する相当程度の知見を有する者を1名以上選任する。(4-4、4-11)

5. 内部統制

取締役会は、内部統制基本方針を定めるとともに、その全般的な運用状況につき定期的に報告を受け、確認する。(4-3④)

6. 会計監査人

アシックスは、会計監査人の株主・投資家に対する責務を認識し、適正な監査の確保に向けて適切な対応を行う。

会計監査人の具体的な資質として、アシックスは、世界各地で事業を展開していることから、世界中の多くの国や地域のメンバーファームとのネットワークを利用した高品質の監査の実施が可能な監査法人が会計監査人として望ましいと考える。(4-4)

7. 取締役・監査等委員への支援体制

(1) 取締役会事務局および監査等委員会事務局の設置

アシックスは、取締役への支援体制として、取締役会事務局を設置し、その役割を総務部が担う。また、アシックスは、監査等委員への支援体制として、監査等委員会の下に監査等委員会事務局を設置する。

(2) 情報提供の確保

取締役会および監査等委員会は、内部統制システムの運用を監督または監査する際に、支援

体制や情報提供について確認を行う。

(3) 費用の負担

アシックスは、取締役からの求めに応じ、職務の執行について生ずる費用（弁護士、公認会計士等の外部専門家から助言を得るための費用を含む。）の前払または償還および債務の処理を行う体制を確保する。（4-13、4-13②）

8. トレーニング

アシックスは、新任取締役および新任執行役員に対して、ビジネス（財務会計、企業価値評価、リーダーシップ、組織変革、経営戦略、事業創造）、会社法関連法令およびリスクマネジメントに関して役員や経営陣として必要な知識を習得できるよう、社内外研修機関でのトレーニングの機会を設ける。また、独立社外取締役に対しては、アシックスの事業戦略の説明や、世界各地の主要拠点・スポーツイベント等の視察等を通じて、アシックス特有の事業内容の習得の機会を設ける。

就任後においても、弁護士等による講習を通じて、法改正等最新の知識の習得その他取締役の要望に応じた情報提供の機会を設ける。（4-14）

以上